第６号様式（第３５条関係）

館長	副館長	係長	係員

受付	年　月　日
	第　号
許可	年　月　日
	第　号

地域交流会議室利用許可申請書

1　利用会議室	□中会議室　1　　□小会議室　1 □中会議室　2　　□小会議室　2 □中会議室　3　　□小会議室　3
2　利用目的	
3　利用日時	年　月　日　　午前・午後　時から 午前・午後　時まで　　（　時間）
4　利用器具	（共通）□マーカー　□三角看板　□その他（　　） （中会議室のみ）□ハンドマイク　　□ピンマイク　　□　なし
5　集会者の員数	人
6　使用料減免申請	白河市立図書館地域交流会議室利用については、下記理由により使用料の減免を受けたいので申請します。 減免理由 1　市が主催又は共催する事業に使用する場合　全額 2　市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第１条に規定する学校(大学を除く。)が授業の一環として使用する場合　全額 3　各種団体等が市などの行政機関が所管する事業又は施策への協力を目的として使用する場合　全額 4　各種団体等の利用目的が利用者以外の市民福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認められる場合　全額 5　市が後援、協力協賛する事業の中で、全県や全国規模の事業など、特に地域振興に寄与すると認められる場合　全額 6　保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者又はこれらの者により構成される団体が使用する場合　100分の50に相当する額 7　市内の社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体が団体本来の目的のために使用するとき　100分の50に相当する額 8　社会福祉団体、まちづくり活動団体及びボランティア団体が団体本来の目的のために使用する場合　100分の50に相当する額 9　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合　100分の50に相当する額 10　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合　100分の50に相当する額 11　その他教育委員会が特に認めた団体等が使用する場合　100分の50に相当する額
7　その他必須事項	

上記の利用については、白河市立図書館条例及び白河市立図書館規則を守りますので、許可してくださるよう申請します。

白河市教育委員会

年　　月　　日

〒

申請者　住所

氏名

電話

（団体・クラブ名　　）

第６号様式（第３５条関係）